

別紙 1

仕 様 書

この仕様書は、巖流島観光拠点化基礎調査業務に関する必要事項を定めるものとする。また、本業務は、巖流島観光拠点化基礎調査を目的としているもので、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な細部の事項については実施するものとする。

記

- 1 業 務 名 巖流島観光拠点化基礎調査業務
- 2 委託期間 契約締結日～令和 8 年 3 月 2 4 日
- 3 実施場所 下関市
- 4 業務内容

以下の仕様に基づき、巖流島観光拠点化基礎調査業務を実施する。

(1) 基礎調査

①現況測量

巖流島の下関市管理部分（島全体の約 1/3）の現況測量図を作成する。現況図には、栈橋や四阿等の構造物や、芝生、雑木林等をわかりやすく記載すること。なお、下関市管理地以外は島の輪郭を表示する程度で差支えない。

②登記状況調査

法務局備え付けの公図、公簿類を調査し、島全体の登記状況等をまとめること。公図については全体像が把握できるよう、合成した全体図及び、それを①で作成する現況図と重ね合わせたものも作成すること。

③関係法令、計画、規制、諸条件の調査

巖流島に関する関係法令等の調査を行う。（２）の関係者ヒアリングと関連するが、市港湾局、都市整備部及び、海上保安庁等の規制等が主となると考えられるため、ヒアリングと併せて実施す

ること。

(2) 関係者ヒアリング

(1) ③に関連する省庁や市部局、(5)に関連する事業者に聞き取りを行う。また、地元自治会やまちづくり団体、現在関わりのある業者や、可能であれば過去に工事等を行った業者にも聞き取りを行い、規制等以外の自然条件的制約についても把握すること。

(3) 事例分析

国内外における巖流島と類似した事例や、水辺を観光拠点として活用した空間整備・活性化手法等について調査分析を行う。事例については2件以上提示すること。

(4) 整備の方向性検討

調査、分析した諸条件や必要とされていると考えられること等を踏まえて巖流島整備の方向性を案として検討すること。1案でよいが複数案を検討しても構わない。

(5) インフラ整備検討

水道、電気、ガス、通信等のインフラ導入が可能であるかどうかを、事業者へのヒアリングも併せて調査を行う。可能である場合は概算費用を算出すること。

(6) 報告書作成

(1)から(5)までの業務成果を報告書にまとめること。紙媒体1式及びデータによる納入とする。

5 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、市と協議又は打ち合わせを綿密に行うこと。

(2) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を再委託する場合は、事前に市の承認を得ること。

(3) 本仕様書に記載されていない事項については、市の指示に従うこと。

(4) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、市と協議すること。

- (5) 受託者は、別紙2 特記仕様書に記載する市の「下関市環境方針」に基づいた取り組みに協力すること。
- (6) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙3 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとすること。